

## 南相馬市移住者自動車運転講習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、移住者の市内定着を図るため、運転技術の向上に取り組む移住者が市内自動車教習所にてペーパードライバー講習を受けた際に要する費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許証 都道府県公安委員会交付の有効な自動車運転免許証
- (2) 講習 市内の自動車教習所で受講するペーパードライバー講習
- (3) 申請者 助成券の交付を受けようとする者
- (4) 事業者 申請者が講習を受講する市内の自動車教習所

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、申請した日において、福島県外から本市に転入して1年を経過していない者とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年7月1日以降に南相馬市に転入した者
- (2) 免許証を有している者
- (3) 助成を受けてから5年以上継続して本市に居住する意思がある者
- (4) 市区町村税を完納している者
- (5) 同様の助成等を他に受けていない又は受ける予定がない者
- (6) 南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団等でない者

(助成額等)

第4条 助成対象となる経費は講習に要する受講料とし、助成額は、講習1回当たり5,500円を上限とする。ただし、助成回数は、1人当たり講習3回分までとする。

2 助成は、申請者に対し移住者自動車運転講習支援事業助成券(様式第1号。以下「助成券」という。)を交付し、助成金の受領の委任を受けた事業者へ費用を支払う方法で実施する。

(申請)

第5条 申請者は、講習予定日の3開庁日前、かつ、講習予定日の属する年度の3月15日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 移住者自動車運転講習支援事業助成券交付申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)
- (2) 免許証の写し
- (3) 市区町村税の完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知及び助成券の交付)

第6条 市長は、前条で規定する書類を受領し、その内容を審査の上、適当と認めたときは、移住者自動車運転講習支援事業助成券交付決定通知書（様式第3号。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し助成券を交付する。

3 助成券の有効期間は、利用者が本市に転入し1年を経過した日又は助成券の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

4 助成券は、原則として再発行しない。

（内容の変更）

第7条 利用者は、助成券に記載された内容を変更しようとするときは、既に交付を受けた助成券を添えて申請書を市長に再度提出しなければならない。

2 前項の申請に係る審査の結果の通知及び変更後の助成券の交付については、前条の規定を準用する。

（助成券の効力等）

第8条 助成券は、記載された内容に限り、効力を有する。

2 助成券に記載された有効期間内に利用しなかった助成券は、無効とする。

3 利用者は、利用する予定がなくなった又は前項の規定により無効となった助成券が生じたときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（助成券の利用方法等）

第9条 利用者は、講習を受けるときに事業者へ助成券を提出し、事業者が定める手続きをしなければならない。

（実績報告及び請求）

第10条 助成券の提出を受けた事業者は、利用者が講習を受けた日から30日以内又は利用者が講習を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに移住者自動車運転講習支援事業実績報告書兼請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、請求書の内容を審査し、当該請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移住者自動車運転講習支援事業助成券交付決定取消通知書（様式第5号）により、助成券の交付決定を取り消し、助成券の返還又は助成券相当の金額を請求することができる。

(1) 助成券を不正に使用したとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不当と認めたとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

